相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市西原六丁目二番、最後の住所千葉県柏市西原六丁目二番三号
被相続人　亡　水落　善一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
山形県酒田市日吉町二丁目五番八号
相続財産管理人　佐藤　完司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区原山三丁目四四番地二、最後の住所埼玉県さいたま市緑区原山一丁目六番六号　野口保藏方
被相続人　亡　川島　正巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
埼玉県朝霞市東弁財二丁目一二番二一号
塩味法律事務所
相続財産管理人　上野奈央子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市小久保二九九〇番地一、最後の住所千葉県富津市岩瀬三三八番地六
被相続人　亡　松浦　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
事務所千葉市中央区中央三―四―八コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市保土ケ谷区和田一丁目三二八番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区和田一丁目一番七号　被相続人　亡　織裳　克巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
横浜市中区本町二丁目一〇番横浜大栄ビル六階
相続財産管理人　弁護士　松木　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字安茂里一四六五番地、最後の住所長野県長野市豊野町豊野二二九八番地二　被相続人　亡　三井ミツイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
事務所長野県上水内郡飯綱町大字牟礼二六八八番地一　相続財産管理人　髙野　哲浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市湊町五番地、最後の住所岐阜市益屋町一一番地四　被相続人　亡　松井　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
事務所岐阜市美江寺町一―五　岐阜北青色会館四階　弁護士法人岐阜合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安藤　友人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市加納朝日町三丁目六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　正村　睦郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
事務所岐阜市神田町一―八―五　協和興業ビル四階　あさい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅井　直美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区東町八一番地、最後の住所東京都日野市落川一一三七番地の三パークアベニュー聖蹟桜ヶ丘一〇六　被相続人　亡　曽布川　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
静岡県浜松市中区中央一丁目六番一二号Sビル二階リブラ綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉田　智樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市北区山田町東下字東所三二番地、最後の住所大阪府東大阪市太平寺一丁目五番二二号　被相続人　亡　村城　儀重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号
相続財産管理人　川﨑　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市備中町西山一〇一五番地、最後の住所大阪府大阪市淀川区塚本二丁目九番九号　被相続人　亡　髙坂　昌三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
大阪市北区西天満二―九―一四北ビル三号館四〇一
相続財産管理人　弁護士　伊藤　孝江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市塩町二一三五番地二、最後の住所広島県三次市三和町下板木六八五番地　被相続人　亡　國原　閲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
事務所広島県三次市十日市南一丁目四番八号水本ビル四階
相続財産管理人　弁護士　前田　剛志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡海田町三迫三丁目三三四番地の一五、最後の住所広島県安芸郡海田町三迫三丁目七番四一号　被相続人　亡　竹末　大介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十二日
事務所広島県安芸郡府中町柳ヶ丘三七番一八号
相続財産管理人　水野　昌典

第１期決算公告

平成26年2月12日

札幌市白石区平和通十五丁目北１番21号
株式会社シーエスアイ
代表取締役社長　杉本　惠昭

貸借対照表の要旨
（平成25年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,059,303	流動負債	1,246,737
固定資産	300,047	（うち賞与引当金）	(52,578)
		固定負債	8,460
		株主資本	1,104,152
		資本金	100,000
		資本剰余金	881,289
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	856,289
		利益剰余金	122,862
		その他利益剰余金	122,862
		（うち当期純利益）	(122,862)
資産合計	2,359,350	負債・純資産合計	2,359,350